

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの期間、同年10月から49年3月までの期間及び50年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から同年9月まで

私の父は、私が20歳になったことから私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は両親の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する区の国民年金被保険者名簿により、申立人に対して昭和48年4月23日に国民年金手帳が発行されたことが確認でき、同時点で申立期間①の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、夫婦共に国民年金の加入手続を行い、国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間を含む60歳に到達するまでの保険料（父親は55年*月、母親は57年*月）をいずれも完納しており、申立人の父親は、国民年金制度を理解し、納付意識も高かったと認められることから、夫婦の保険料と一緒に申立人の申立期間における保険料も納付していたものと考えても不自然さは無い。

さらに、申立期間①は5か月と短期間であり、その後の6か月間の保険料は納付済みとなっており、申立期間②及び③については、それぞれ6か月と短期間である上、その前後の保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B区）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年9月15日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同社（C区）から同社（B区）への転勤はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有しているA社における申立期間の給料支給明細書及び人事異動の辞令並びにD健康保険組合の記録から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和39年7月21日に同社（C区）から同社（B区）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係るA社（B区）における資格取得の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市）（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和28年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月31日から同年2月1日まで

A社には昭和25年4月1日から29年4月22日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においては、同社旧本社工場（D市）の全面移転に伴い、全員が同社新本社工場（B市）に異動したが、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と同期入社とみられる複数の従業員のうち、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある4人について、C社から提出された人事カード等から、いずれもA社において申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記複数の従業員のうち、所在が判明した10人に照会したところ、8人から回答があり、そのうち二人は、申立人と一緒に働いており、新本社工場にも一緒に移った旨供述し、残る6人は、いずれも新本社工場には従業員全員が異動した旨供述している。

さらに、C社の元人事担当者は、申立期間において工場の移転という会社都合による異動があったことから、A社に継続して勤務していたことには異論が無い旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和28年1月31日に同社旧本社工場から同社新本社工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 28 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年6月から同年9月までは26万円、同年10月から5年4月までは28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一部期間の給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日より後の同年5月10日付けで、4年10月の定時決定が取り消され、同年6月30日と記録されていることが確認できる上、申立人以外の従業員32人についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間において法人事業所であったことが確認できることから、申立期間当時、厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、A社の複数の従業員は、同社の経営状態は良くなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人のA社における資格喪失日を平成4年6月30日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である5年5月10日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前の記録

から、平成4年6月から同年9月までは26万円、同年10月から5年4月までは28万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給料明細書等を所持していないところ、A社の従業員から提出された同年5月分の給料明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成元年2月1日であると認められることから、申立期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月1日から同年2月2日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に転勤はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る勤務証明書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務（平成元年2月1日に同社D支社から同社C支社に異動）していたことが認められることから、申立人の同社C支店における資格取得日を平成元年2月1日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年11月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年11月17日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成15年11月17日から勤務し、申立期間における保険料は控除されている。同年12月度給与明細書、同年分給与所得の源泉徴収票及び在籍証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書により、申立人が平成15年11月17日から同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、厚生年金保険料の控除方法は翌月控除と回答しているところ、同社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された平成15年12月度給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与明細書において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社本店における資格取得日に係る記録を、それぞれ昭和37年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月26日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、異動はあったものの、申立期間を含めて継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る社員台帳により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和37年7月26日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和37年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日及び同年12月19日は48万8,000円、16年6月21日は52万5,000円、同年12月17日は55万円、17年6月15日及び同年12月16日は62万2,000円、18年6月16日は67万7,000円、同年12月15日は66万1,000円、19年7月2日は68万9,000円、同年12月14日は57万6,000円、20年7月2日は30万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年6月21日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月16日
⑦ 平成18年6月16日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年7月2日
⑩ 平成19年12月14日
⑪ 平成20年7月2日

A社に勤務していた期間のうち、平成15年6月から20年7月までの間に合計11回支給された厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと

が確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、平成 15 年 6 月 30 日及び同年 12 月 19 日は 48 万 8,000 円、16 年 6 月 21 日は 52 万 5,000 円、同年 12 月 17 日は 55 万円、17 年 6 月 15 日及び同年 12 月 16 日は 62 万 2,000 円、18 年 6 月 16 日は 67 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は 66 万 1,000 円、19 年 7 月 2 日は 68 万 9,000 円、同年 12 月 14 日は 57 万 6,000 円、20 年 7 月 2 日は 30 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月3日は14万2,000円、17年7月8日、同年12月2日及び18年7月7日は15万円、同年12月8日は24万2,000円、19年2月28日は33万9,000円、同年7月13日は25万円、同年12月14日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月3日
② 平成17年7月8日
③ 平成17年12月2日
④ 平成18年7月7日
⑤ 平成18年12月8日
⑥ 平成19年2月28日
⑦ 平成19年7月13日
⑧ 平成19年12月14日

申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、平成16年12月3日は14万2,000円、17年7月8日、同年12月2日及び18年7月7日は15万円、同年12月8日は24万2,000円、19年2月28日は33万9,000円、同年7月13日は25万円、同年12月14日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年12月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行い、かつ、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は25年6月1日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から25年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において申立期間も勤務していたと主張しているところ、申立人の上司だったとする者及び同職種だったとする者を含む複数の同僚が、申立人は申立期間も勤務していた旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務が推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録について、昭和18年4月1日に資格を取得し、24年10月1日に資格を喪失した後、25年6月1日に同社の関連会社であるB社において再度資格を取得するまでの期間が無いことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る資格取得日は昭和24年12月1日と記録されているが資格喪失日が記載されていないため、当該記録は申立人の基礎年金番号に未統合となっている。

また、上記被保険者名簿によると、A社は昭和25年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている（以下「全喪」という。）が、当該被保険者名簿において申立人と同様に資格喪失日が記載されていない6人（申立人を除く。）のうち5人について、オンライン記録によると、B社又はC社（A社の関連会社）が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日に被保険者資格を再取得しているところ、うち3人はA社が全

喪した同年6月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このことについて、日本年金機構は、資格喪失日の記載漏れの可能性が考えられるが、その理由については根拠となる資料が確認できないため不明である旨回答しており、社会保険事務所において申立人及びA社の年金記録が十分に管理されていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年12月1日にA社において被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行い、かつ、申立人の同社における資格喪失日は同社が全喪した25年6月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿において確認できる標準報酬等級から、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成14年5月1日、資格喪失日が23年2月1日とされ、当該期間のうち、22年2月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成22年2月1日）及び資格取得日（平成22年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成22年2月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成22年2月1日から23年2月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことが判明し年金事務所に相談したところ、職権訂正が行われたが、申立期間における厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録について、資格取得日が平成14年5月1日、資格喪失日が23年2月1日とされ、当該期間のうち、22年2月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された報酬明細一覧表、源泉徴収票及び銀行通帳並びにB区から提出された所得照会回答書によると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記報酬明細一覧表及び所得照会回答書

において確認できる社会保険料控除額から判断して、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所は、平成 23 年 6 月 13 日に事業主から届出された申立人に係る資格喪失届に基づき厚生年金保険料の充当を行ったと回答していることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の複数の元従業員の供述及び元従業員から提出された申立期間及びその前後の月における給料明細書から判断すると、申立人は、申立期間において同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和53年10月2日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は既に死亡している上、B社も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年9月から同年11月までを20万円、同年12月から20年3月までを22万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①のうち、平成20年4月1日から22年6月14日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、20年4月から同年8月までは15万円、同年9月から21年8月までは24万円、同年9月から22年5月までは26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20年4月から21年8月までは13万4,000円、同年9月から22年5月までは15万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、20年4月1日から21年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、20年4月から21年5月までは22万円、同年6月は15万円、同年7月及び同年8月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から22年6月14日まで
② 平成20年12月28日

A会に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支払われた給与に見合う標準報酬月額と相違しており、また、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同会は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保

険料は時効により納付することができず、年金の給付に反映されない。当時の給与支給明細書及び賞与支給明細書等を提出するので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成19年10月及び同年12月から21年8月までの標準報酬月額については、申立人から提出された19年11月分、20年1月分から21年4月分まで、同年8月分及び同年9月分の給与支給明細書等並びにA会から提出された20年度及び21年度における貸金台帳において確認できる保険料控除額から、19年10月は20万円、同年12月から21年5月までは22万円、同年6月は15万円、同年7月及び同年8月は22万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成19年9月及び同年11月について、申立人は、給与支給明細書を保持しておらず、A会も同年度における貸金台帳は保管していないとしているが、申立人が提出した給与振込通帳によると、同年9月における振込額と同年11月分の給与支給明細書において確認できる差引支給額が一致していることから、同年9月についても同年11月と同額の保険料が控除されていたと認められ、さらに、同年11月については、前後の期間の給与支給明細書等から、オンライン記録の標準報酬月額より高額な報酬を受け、高額な保険料を控除されていたと認められることから、同年9月及び同年11月の標準報酬月額を20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該標準報酬月額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成21年9月から22年5月までについては、上記給与支給明細書及び貸金台帳によると、オンライン記録の標準報酬月額より高額な報酬を受けていたことが確認できる月はあるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②について、申立人が提出した賞与支給明細書、給与振込通帳及び貸金台帳によると、申立人は、当該期間にA会から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、標準報酬月額 30 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成 11 年 5 月 1 日から 22 年 4 月 1 日までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、11 年 5 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 22 年 3 月までは 62 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 11 年 5 月は 20 万円、同年 6 月から 22 年 3 月までは 30 万円とされているが、申立人は、当該期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11 年 5 月は 30 万円、同年 6 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 17 年 8 月までは 62 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 59 万円、同年 9 月から 22 年 3 月までは 62 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 1 日から 22 年 4 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づ

き標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 11 年 2 月から同年 4 月までの標準報酬月額については、A 社の給与計算事務を代行していた社会保険労務士から提出された給与明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 11 年 5 月から 22 年 3 月までの標準報酬月額について、オンライン記録によると、当初、11 年 5 月は 20 万円、同年 6 月から 22 年 3 月までは 30 万円と記録されていたが、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の 24 年 5 月 23 日付けの訂正届により、11 年 5 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 22 年 3 月までは 62 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の額ではなく、当初記録されていた額となっている。

しかしながら、申立人及び上記社会保険労務士から提出された給与明細表において確認できる厚生年金保険料控除額は、当初記録されていた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高いと認められることから、当該期間の標準報酬月額について、平成 11 年 5 月は 30 万円、同年 6 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 17 年 8 月までは 62 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 59 万円、同年 9 月から 22 年 3 月までは 62 万円とすることが妥当である（注）。

（注）平成 11 年 5 月及び 17 年 9 月から 18 年 8 月までの標準報酬月額について、24 年 5 月 23 日付けの事後訂正の結果、11 年 5 月は 59 万円、17 年 9 月から 18 年 8 月までは 62 万円とされているが、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならないところ、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が 11 年 5 月は 30 万円、17 年 9 月から 18 年 8 月までは 59 万円であることから、特例法に基づき、11 年 5 月は 30 万円、17 年 9 月から 18 年 8 月までは 59 万円となる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社C営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭和40年9月15日、D社と推認できる事業所における資格取得日は同年9月16日とされていることが確認できる。

また、A社の業務を引き継ぐE社から提出された申立人に係る人事記録によると、入社日は昭和40年4月1日、退社日は47年12月15日とされており、申立期間において退社していないことが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社からD社に継続して勤務していたとする複数の元従業員は、申立人も同様に両社に継続して勤務し、また、申立期間における異動はD社への出向であったと供述しており、さらに、人事記録により当該異動が確認できる1名について、「役職を解き、休職を命じ、D社勤務を命ず。」と記録されていることが確認できる。

一方、D社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社の設立日は昭和40年8月30日、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となっ

たのは同年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、D社の当時の総務担当者は、A社C営業所がD社に変わった当初は、A社がD社の給与計算事務及び社会保険事務を行っていたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められることから、同社における資格喪失日を昭和 40 年 10 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 40 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した全員に申立人と同様の被保険者期間の空白がみられることから、事業主は昭和 40 年 9 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社C営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭和40年9月15日、D社と推認できる事業所における資格取得日は同年9月16日とされていることが確認できる。

また、申立期間当時、A社からD社に継続して勤務していたとする複数の元従業員は、申立人も同様に両社に継続して勤務し、また、申立期間における異動はD社への出向であったと供述しており、さらに、人事記録により当該異動が確認できる1名について、「役職を解き、休職を命じ、D社勤務を命ず。」と記録されていることが確認できる。

一方、D社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社の設立日は昭和40年8月30日、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、D社の当時の総務担当者は、A社C営業所がD社に変わった当初は、A社がD社の給与計算事務及び社会保険事務を行っていたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、申立期間

に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められることから、同社における資格喪失日を昭和40年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した全員に申立人と同様の被保険者期間の空白がみられることから、事業主は昭和40年9月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社C営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭和40年9月15日、D社と推認できる事業所における資格取得日は同年9月16日とされていることが確認できる。

また、申立期間当時、A社からD社に継続して勤務していたとする複数の元従業員は、申立人も同様に両社に継続して勤務し、また、申立期間における異動はD社への出向であったと供述しており、さらに、人事記録により当該異動が確認できる1名について、「役職を解き、休職を命じ、D社勤務を命ず。」と記録されていることが確認できる。

一方、D社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社の設立日は昭和40年8月30日、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、D社の当時の総務担当者は、A社C営業所がD社に変わった当初は、A社がD社の給与計算事務及び社会保険事務を行っていたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、申立期間

に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められることから、同社における資格喪失日を昭和40年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した全員に申立人と同様の被保険者期間の空白がみられることから、事業主は昭和40年9月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社C営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭和40年9月15日、D社と推認できる事業所における資格取得日は同年9月16日とされていることが確認できる。

また、A社の業務を引き継ぐE社から提出された申立人に係る人事記録によると、入社日は昭和40年4月1日、退社日は平成18年2月15日とされており、申立期間において退社していないことが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社からD社に継続して勤務していたとする複数の元従業員は、申立人も同様に両社に継続して勤務し、また、申立期間における異動はD社への出向であったと供述しており、さらに、人事記録により当該異動が確認できる1名について、「役職を解き、休職を命じ、D社勤務を命ず。」と記録されていることが確認できる。

一方、D社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社の設立日は昭和40年8月30日、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となっ

たのは同年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、D社の当時の総務担当者は、A社C営業所がD社に変わった当初は、A社がD社の給与計算事務及び社会保険事務を行っていたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められることから、同社における資格喪失日を昭和 40 年 10 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 40 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した全員に申立人と同様の被保険者期間の空白がみられることから、事業主は昭和 40 年 9 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社C営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭和40年9月15日、D社と推認できる事業所における資格取得日は同年9月16日とされていることが確認できる。

また、A社の業務を引き継ぐE社から提出された申立人に係る人事記録によると、入社日は昭和38年6月8日、退社日は48年8月10日とされており、申立期間において退社していないことが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社からD社に継続して勤務していたとする複数の元従業員は、申立人も同様に両社に継続して勤務し、また、申立期間における異動はD社への出向であったと供述しており、さらに、人事記録により当該異動が確認できる1名について、「役職を解き、休職を命じ、D社勤務を命ず。」と記録されていることが確認できる。

一方、D社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社の設立日は昭和40年8月30日、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となっ

たのは同年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、D社の当時の総務担当者は、A社C営業所がD社に変わった当初は、A社がD社の給与計算事務及び社会保険事務を行っていたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められることから、同社における資格喪失日を昭和 40 年 10 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 40 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した全員に申立人と同様の被保険者期間の空白がみられることから、事業主は昭和 40 年 9 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から58年6月まで
私の両親は、私が20歳（昭和51年*月）の頃に自宅で集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、私も同席していたことを覚えている。申立期間当時、私は家業を手伝っており、母からは自分たち夫婦と私と従業員の国民年金保険料を3か月ごとに集金人に納付していたと聞いているので、申立期間の保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が昭和51年*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の両親は、昭和46年8月3日に国民年金保険料の徴収を事業団に委託し、同年7月から保険料の徴収が開始されているところ、事業団の国民年金記号番号簿（兼納付状況調）により、申立人の委託開始及び保険料徴収開始は58年7月であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、オンライン記録により、申立人に対して昭和60年2月5日に納付書が作成されていることが確認できることから、同時点で申立期間のうち、58年1月から同年6月までの保険料は過年度納付することが可能であるものの、申立人の保険料を納付していたとする母親は遡って納付したかは覚えていないと説明している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 45 年 2 月までの期間、46 年 10 月から 47 年 11 月までの期間、48 年 3 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月から同年 11 月までの期間、50 年 9 月、同年 10 月、53 年 6 月、54 年 2 月、同年 3 月、56 年 11 月から 57 年 3 月までの期間、58 年 3 月、同年 9 月及び 59 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から 45 年 2 月まで
② 昭和 46 年 10 月から 47 年 11 月まで
③ 昭和 48 年 3 月から同年 6 月まで
④ 昭和 48 年 8 月から同年 11 月まで
⑤ 昭和 50 年 9 月及び同年 10 月
⑥ 昭和 53 年 6 月
⑦ 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月
⑧ 昭和 56 年 11 月から 57 年 3 月まで
⑨ 昭和 58 年 3 月
⑩ 昭和 58 年 9 月
⑪ 昭和 59 年 12 月

私の母は、私が 20 歳になった昭和 39 年頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、最初に勤務した会社を退職した後の昭和 46 年 11 月か 12 月に当時居住していた市役所で国民年金の切替（加入）手続きを行い、その後は、退職するたびに再加入の手続きを行い、当時居住していた区（市）役所で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑩までについては、申立人は、母親が昭和 39 年頃に申立人の国民年金の加入手続を行ってくれ、その後は会社を退職するたびに厚生年金保険

から国民年金への切替手続きを行い、申立期間①は母親が国民年金保険料を納付してくれ、申立期間②から⑩までは自分で保険料を納付してきたと主張しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、当該期間に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の該当処理日から、昭和61年8月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間①から⑩までの保険料は、時効により納付することができない。

- 2 申立期間①については、申立人の保険料を納付してくれていたとする母親から申立期間当時の事情を聴取することができない上、申立人は、保険料の納付に関与していないことから、当該期間の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和45年3月に厚生年金保険に加入するまで実家のある市で母親が保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人に係る戸籍の附票により、申立人は、43年5月に実家のある市から他の地区に転居していることが確認でき、申立人の主張には不自然さが認められる。

- 3 申立期間⑥から⑩までについては、申立人は、自分で厚生年金保険と国民年金の切替手続き時に元妻の種別変更（強制から任意、任意から強制）手続きも一緒に行ってきたと説明しているが、オンライン記録により、申立人の元妻は昭和52年1月20日に任意加入被保険者資格を取得し、61年4月1日に当該資格から第3号被保険者に種別変更するまでの間、資格の変更は無く、申立人の主張は不自然である。

- 4 申立期間⑩については、申立人の手帳記号番号が払い出されたと推認できる時点（昭和61年8月頃）で、保険料は過年度納付することが可能であるものの、オンライン記録により、当該期間は平成2年8月6日に記録追加されていることが確認でき、それまで当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

- 5 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 8 日から 48 年 1 月 16 日まで

A組合に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額より低くなっている。同組合で支給された給与のうち、1万円は貯金するとともに1万円を母親に仕送りし、残りのお金で生活していたため、入社時は3万円前後、退社時は3万円から3万2,000円だったと記憶しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合は、破産により平成 15 年 2 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、破産管財人は同組合に関する書類を既に廃棄していることから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A組合の母体であるB社の総務部担当者は、「A組合は、当社と分離して運営管理されていたため、同組合における従業員の人事記録、給与台帳等は当社に無い。」旨供述していることから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A組合における申立人と同職種の従業員3人の昭和 45 年 10 月からの標準報酬月額は、申立人と同様に 1 万 8,000 円であることが確認できる上、そのうち 46 年 8 月以降においても被保険者記録がある従業員一人の当該月以降の標準報酬月額についても、申立人と同様に 2 万 4,000 円であることが確認できる。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票において確認できる標準報酬月額について、記載内容の不備及び遡及訂正が行われている等の不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、

その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23982 (事案 17516 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 1 月 26 日まで

平成 22 年に、A 社に勤務した申立期間①から③までの標準報酬月額が、自分が記憶している報酬月額からみて低すぎる旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる資料が無い等の理由により、記録訂正を行うことができないと通知があったが、当該判断に納得できない。

また、申立期間④の標準報酬月額についても、自分が記憶している報酬月額よりも低いので、今回、新たに申立てを行った。

申立期間①から③までについては、新たな資料や情報は無く、申立期間④については、報酬月額や厚生年金保険料控除額を確認できる資料が無いものの、事業主が正しい届出をしていなかったと思われるので、再度調査して、各申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までに係る前回の申立てについては、i) A 社に係る事業所別被保険者名簿に記録されている申立人と同時期に勤務していた従業員の標準報酬月額をみると、申立人の標準報酬月額が低く記録されているという状況は見受けられないこと、ii) 当該期間当時の事業主及び従業員は、当該期間に係る報酬月額や厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有しておらず、申立人が主張している報酬月額等を確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 5 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①から③までについては、「新たな資料や情報は無いが、

給料は毎年4月に昇給しており、社長が自分の標準報酬月額を正しく届け出ていなかったと思われる。もう一度社長に聞いてほしい。」として、再度申立てを行っている。

しかしながら、当時のA社の事業主（社長）に再度確認したところ、申立期間①から③までについては、「前回の調査時に回答したとおり、社会保険の責任者であった実姉は死亡しており、当時の報酬月額や厚生年金保険料控除額については、資料が無く分からない。また、従業員の給料の昇給月についても、覚えていない。」としている。

このため、申立期間①から③までについては、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情は認められない。

したがって、申立人が、申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間④については、「当該期間の標準報酬月額が、自分が記憶している報酬月額よりも低い。これを証明できる報酬月額や厚生年金保険料控除額が記録された資料は無いが、事業主が正しい届出をしていなかったと思われるので、新たに申立てを行った。」としている。

しかしながら、申立期間④についても、当時のA社の事業主は、上記と同様、「申立人の報酬月額、厚生年金保険料控除額及び給料の昇給状況については分からない。」としている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間④当時における同社の厚生年金保険の被保険者は、申立人を含め7人いることが確認できるが、申立期間④の初期である昭和46年10月の定時決定においては、当該7人のうち、過半数を占める4人の標準報酬月額は据置きされており、上がっているのは3人にすぎず、申立人が、そのうちの一人であることが確認できる。

しかも、昭和46年10月の定時決定において、申立人の標準報酬月額は、それ以前の標準報酬月額の4万5,000円から4万8,000円と3,000円上がっているが、同時に標準報酬月額が上がった他の二人をみると、上昇額は3,000円又は4,000円で、申立人とほぼ同額となっており、申立人の上昇額が低いということはない。

また、上記事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得の前後各2年以内に被保険者資格を取得し、申立人とほぼ同じ期間に加入記録がある従業員は二人いることが確認できるが、当該二人の標準報酬月額をみると、いずれも申立人よりも若干遅く厚生年金保険の被保険者になっていることもあるが、各申立期間において、申立人の標準報酬月額よりも低く推移している。

このため、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額が、他の従業員と比べて低く記録されているという状況も見受けられない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿では、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額について、記載内容の不備や標準報酬月額の遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年頃から 54 年 9 月 10 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった従業員二人の供述から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間の一部において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る雇用保険の記録では、申立人は、資格取得日が昭和 54 年 9 月 10 日、離職日が 60 年 4 月 15 日となっており、厚生年金保険の加入記録と符合しており、申立期間の加入記録は無い。そして、同社は、申立期間当時の厚生年金保険の関係資料を保有していないとしているが、厚生年金保険と雇用保険の加入手続は、同時に行っていたとしている。

そこで、申立期間同時に、A社における厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員 4 人の雇用保険の被保険者資格の取得日を確認したところ、いずれも厚生年金保険被保険者資格の取得日と符合していることから、同社では、申立期間当時、厚生年金保険と雇用保険の加入手続を同時に行っていたことが推認できる。

また、A社は、厚生年金保険の加入手続等に関して、「従業員全員を加入させていたわけではなく、加入を希望しない従業員やアルバイトの従業員等については、加入させなかった。そして、厚生年金保険に加入させていない従業員の給料から厚生年金保険料を控除することは、絶対になかった。」としている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得に係る手続については、昭和 54 年 9 月 10 日を取得日とする届

出が同年 10 月 1 日に社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認できるところ、厚生年金保険記号番号払出簿においても、申立人に係る年金手帳の記号番号の払出手続きが当該届出日と同日に行われていることが確認できることから、同社は、申立期間である 52 年頃から 54 年 9 月 10 日までは、申立人が同社における厚生年金保険被保険者ではないことを認識していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。勤務先はB社で、契約社員であるが、賞与は年2回支給されていたため、申立期間に賞与の支給があったので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員給与支給明細書から、給与は、A社のグループ会社であるB社から支給されていたことが確認できるところ、A社は、「決算が12月のため、決算賞与が出たとしても支給は3月です。よって、お問合せの社員は平成15年4月の賞与の支給はないと思われます。」と回答している。

また、申立人が当時給与が振り込まれていたと記憶する金融機関から提出された申立人に係る預金元帳において、平成15年3月の賞与の入金は確認できるものの、同年4月中に賞与とみられる金額の入金は確認できない。

さらに、C健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、平成15年4月の標準賞与額の記録は見当たらない。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付に反映させる総報酬制が導入されたのは平成15年4月からであり、同年3月以前に支給された賞与は、年金額計算の基礎にならない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社に勤務した期間の賞与支払記録が年金記録に反映されていないため、記録の回復を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のグループ会社であるB社に勤務していたと供述しているところ、A社は、「決算が12月のため、決算賞与が出たとしても支給は3月です。よって、お問合せの社員は平成15年4月の賞与の支給はないと思われます。」と回答しているほか、申立人から提出された預金通帳によると、同年4月中に賞与とみられる金額の入金は確認できない。

また、C健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、平成15年4月の標準賞与額の記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から43年3月31日まで
② 昭和48年5月1日から50年6月1日まで
③ 昭和54年2月1日から59年4月26日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に代表取締役として勤務していた申立期間②及びB社のオーナーであり専任取引主任者として勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員2名の回答により、時期や期間は特定できないものの、申立人が同社の業務に携わっていたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社は昭和41年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年12月31日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間①のほとんどの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、事業主は所在が不明であり、当時の妻は病氣療養中であることから、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、代表取締役として勤務していたB社で給与から厚

生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和50年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人から提出されたB社に係る給与所得の源泉徴収票で社会保険料控除額が確認できるところ、昭和50年の源泉徴収票の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した社会保険料額と一致していることから、当該社会保険料額は同社で加入記録のある同年6月1日からのものであると考えられ、同年1月1日から同年6月1日までについては、保険料控除が無かったことが推認できる。

さらに、B社と同じフロアで業務をしていた、申立人が代表を務めるC事務所の複数の従業員及びB社で新規適用時に加入記録のある複数の従業員は、申立期間②の従業員数について申立人を含めて1名から4名と回答しており、新規適用時の従業員数は5名であったものの、申立期間②に適用事業所としての要件を満たしていないことがうかがえる。

加えて、B社に係る商業・法人登記簿謄本で、申立人は代表取締役であることが確認でき、申立人は同社での業務について、申立ての概要に「オーナー兼代表取締役として、経理及び社会保険事務を含む総務事務を担当し」と記載していることから、申立人が同社の社会保険事務の担当者であったと認められる。

3 申立期間③について、申立人はB社に当該期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和54年9月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③のうち同年9月19日から59年4月26日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社に係る商業・法人登記簿謄本で、申立期間に代表取締役として記載されている2名は所在が不明であり、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の備考欄に「続」と判が押されていることから、日本年金機構に確認したところ、「申立人は、昭和54年2月1日に同社の被保険者資格を喪失し、健康保険継続療養給付の手続をした。」と回答があった。

加えて、申立人はB社での業務について、申立ての概要に「私は、昭和48年5月2日から59年4月26日までの期間1日も欠かすことなく、B社の正式社員として、宅地建物取引主任者業務と経理・総務事務部門を担当し、同社に勤務していたことは、間違いありません。もちろん厚生年金等の保険料も事業主により、月給から天引きされ、毎月社員全員の分まとめて、管轄の社会保険事務所に納付していました。」と記載していることから、申立人が同社の社会保険事務の担当者であったと認められる。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に申立人が当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される者と認められることから、当該期間については特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から平成 9 年 11 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主は死亡しており、同社は、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保存していないと回答していることから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は、A社のB営業所長として勤務し、独立採算制の扱いであったと主張しているところ、オンライン記録により、申立期間において、同社で被保険者記録の確認できる複数の従業員のうち、当時の役員であった者は、「社員の社会保険の手続きはきちんと行っていたので、標準報酬月額と給与支給額が相違することは考えられない。売上日報で管理していたが、営業所の収益が少なかったため所長の給与も少なかったとしか考えられない。」と供述している上、ほかの従業員からも申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録では、A社で申立期間に被保険者記録のある申立人を含む従業員 16 人の標準報酬月額について、遡って訂正が行われる等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月1日から46年10月30日まで
② 昭和37年4月1日から38年10月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の当該期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、A社は、「昭和63年以前に退職した従業員の人事記録等は廃棄されているため、申立人の当該期間の在籍及び保険料控除について確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶しているA社の当該期間当時の人事担当及び経理担当は、同社の事業所別被保険者名簿に該当者が見当たらず、申立人が記憶している同僚3人は、連絡先不明、死亡及び高齢のため、申立人の当該期間の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会できない。

加えて、当該期間にA社で勤務していた従業員に照会したところ、12人から回答を得たが申立人を記憶している者はいなかった。

申立期間②について、C社は、「申立人の在籍を確認できる資料及び賃金台帳は保管していない。」と回答しており、同社から提出された50音従業員名簿（昭和48年作成、同年8月までに同社に在籍した全ての従業員が記載されているとされるもの）には、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が記憶している同僚は、該当者を特定できないため、申立人の当該期間の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会できない。

さらに、当該期間にB社で勤務していた従業員に照会したところ、29人から回答を得たが申立人を記憶している者はおらず、複数名が「同社の清掃を担当していたのは、

請負会社の従業員であった。」と回答している。

加えて、申立人は、「勤務場所はB社であるが、在籍会社は違う会社であると思う。思い当たる会社名はD社である。同社の社名及び昭和 37 年 5 月 2 日の記載がある旅行会の写真を提出する。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から11年10月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、減額されていることに気付いた。申立期間の社会保険事務手続は、別の取締役が行っていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年10月1日）の後の平成12年3月6日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間に代表取締役役に就任していたことが確認できる上、上記減額訂正時にも代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）には申立人の姉を事業主として届けていたが、実質の経営は申立人自らが行っていたと述べている。

さらに、申立期間当時にA社において社会保険事務を担当していた取締役は、社会保険料の滞納があることについて知っていたが、同社を平成11年9月末に退社して12年1月から他社に勤務しているので、12年3月6日に処理されている標準報酬月額の遡及減額訂正については、全く知らない旨述べている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 6 月まで

A 県にある B 病院（現在は、C 病院）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、D 大学病院から出向を命じられて、B 病院に派遣され、内科の常勤医として赴任したが、同病院における厚生年金保険の被保険者期間が全く無いのは不可解であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 病院の人事担当者及び同病院に勤務していた申立人の前任者の供述から判断すると、申立人が、申立期間において B 病院に内科医として勤務していたことは認められる。

しかしながら、C 病院の上記人事担当者は、「申立人及び申立人の歴代前任者は D 大学病院からの派遣医である。申立期間当時、同病院に籍を置いたまま当病院へ派遣されてきたため、当病院では厚生年金保険の加入対象外とされており、厚生年金保険の資格得喪及び標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料の控除及び納付もしていない。」旨供述している。

また、C 病院から提出された昭和 55 年 4 月 1 日から 58 年 7 月 1 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した全従業員に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写しからは、申立人及び歴代前任者の氏名を確認することができない。

さらに、上記申立人の前任者は、「自分は昭和 57 年 4 月頃まで申立人の前任者として B 病院の内科医として勤務していたが、D 大学病院から派遣医として出向命令が出された当時、無給の研修医であり、また、自分自身の前任者であった医師も自分と同様に、B 病院での在職期間中は、厚生年金保険の被保険者記録が無かった旨聞いていることから、当時、D 大学病院から B 病院に派遣された期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが不自然であるとは思わない。」旨供述している。

加えて、D 大学病院の人事担当者は、「当時の人事資料等は保存しておらず、医局として E 病院とどのような取決めをしていたのかは不明である。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間における厚生年金保険料は控除されたものの、その後、返金処理されているが、同協会は手続誤りを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協会から提出された社員台帳によると、申立人が、申立期間において同協会に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成 20 年 4 月から同年 6 月までの給与明細書及びA協会から提出された同年における賃金台帳によると、同年 4 月及び同年 5 月の給与から厚生年金保険料を含む社会保険料がそれぞれ控除されているものの、当該 2 か月分の社会保険料合計額が同年 6 月の給与において、「社会保険調整」として申立人に返金されていることが確認できる。

このことについて、A協会の経理担当者は、「申立人を当協会の採用日である平成 20 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入させるべきであったが、手続誤りにより、同年 6 月 1 日から加入させたため、同年 4 月及び同年 5 月の給与から控除していた厚生年金保険料を含む社会保険料を同年 6 月の給与において申立人に返金した。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 51 年 9 月に同社に採用され、56 年に退職するまで、社名は変わったが同一の会社だと思っており、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の回答から、申立人が申立期間もA社及びB社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿によると、A社において、事業主を除く 16 人全員が、昭和 52 年 10 月 30 日付けで厚生年金保険の資格を喪失しており、その全員が、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 11 月 1 日付けで同社において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間当時の事業主に照会したところ、事業主は、同社の従業員全員を退職させ、B社に移籍させたが、両社の給与計算及び社会保険の事務手続はそれぞれ会計事務所及び労務管理事務所に委託していたため、詳細については分からない旨供述しており、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、委託先の労務管理事務所及び会計事務所は、いずれもA社及びB社に係る資料を保管していないと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記 16 人のうち、連絡先の判明した 13 人に申立期間の勤務状況、厚生年金保険料控除等について照会したが、回答のあった 10 人全員が保険料控除を確認できる

資料を保有しておらず、申立期間の保険料控除について確認することができない。

その上、雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日は、昭和 52 年 10 月 29 日、B社の資格取得日は同年 11 月 1 日となっており、厚生年金保険の記録と符合している。

なお、商業・法人登記簿謄本及び事業所別被保険者名簿によると、A社とB社は別法人であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を退職したのは昭和 52 年 7 月 31 日だったと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が在籍していたことは確かだが、在籍期間について証明できる資料は保管しておらず、申立人の退職日や保険料控除については不明である旨回答しているものの、同社から提出された資料において、雇用保険について「52. 7. 30」と記載があることが確認できることから、同社は申立人の退職日を昭和 52 年 7 月 30 日として取り扱っていたことが推認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は昭和 52 年 7 月 30 日であることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

さらに、申立期間にA社で厚生年金保険の被保険者となっている従業員のうち 15 人に照会を行ったところ、8人から回答又は供述が得られたが、申立人の退職日に関する情報は得られなかった上、申立人が退職日を口頭で伝えたとする上司は既に死亡していることから、申立人が主張する退職日について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月4日から28年5月4日まで
② 昭和29年11月20日から30年11月20日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。15歳から21歳までA社に勤め、その後、妹の紹介でB社に入社し、約2年勤めていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の事業主は居所不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚6人の名前を記憶しているが、そのうち4人は申立期間①より前に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、一人は高齢のため、残る一人は居所不明のため、申立人の申立期間①の勤務状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先が判明した従業員9人に申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除等を照会したが、回答のあった6人は、いずれも申立人の退職日を記憶しておらず、申立人の申立期間①の勤務状況について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿の記録と申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録は一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、妹の紹介でB社に入社し、妹が退職した後も勤務していたと主張しているところ、申立人の妹は、自身が退職した後も申立人は勤務していたと供述している。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は居所不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人及び妹の記憶している同僚3人のうち、二人は申立人が勤務していたことを記憶しているが、申立人の退職日は記憶しておらず、残る一人は居所不明のため、申立人の勤務状況を確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②に同社に勤務していたことが確認できる従業員に申立人の勤務状況を照会し、回答を得られたが、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間②の勤務状況について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿の記録と申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録は一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がその前後と比べて低い額となっている。当時、給与は年々着実に増加しており、給与改定の記憶も無く、突然の大幅な減額は考えられないので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時の資料は保管していないと回答しており、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人と同じ昭和 34 年 4 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、40 年 12 月に被保険者であった 78 人のうち 57 人が、申立人と同様に、同年 12 月の随時改定で標準報酬月額が低下している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社のB所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成元年 3 月 31 日まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、保管している辞令簿によると、申立人の退職日は平成元年 3 月 31 日となっており、申立人の退職日は同日であると回答している。

しかしながら、A社が保管している社会保険台帳によると、申立人の退職日は平成元年 3 月 30 日、厚生年金保険の資格喪失日は同年 3 月 31 日となっており、オンライン記録の厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、申立期間当時、A社のC工場においてB所の社会保険事務及び給与計算事務を担当していたとする元従業員は、申立人の辞令簿の退職日と社会保険台帳の退職日が相違している理由は不明であるが、社会保険台帳の記録を基に給与から厚生年金保険料を控除していたので、社会保険台帳の資格喪失日が平成元年 3 月 31 日となっているのであれば、申立人の給与から同年 3 月の厚生年金保険料を控除していないと思うと供述しており、同社の現在の社会保険事務担当者も、社会保険台帳で申立人の厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 31 日となっていることから、申立人の給与から同年 3 月の厚生年金保険料は控除していないと思うと供述している。

さらに、申立期間当時、A社には、申立人と同様に、辞令簿の退職日は月末日となっているが、社会保険台帳における退職日は月末日の前日で、厚生年金保険の資格喪失日は月末日となっている者が複数おり、同社は、当該者のうちの 1 名の給与台帳を保管しており、これによると、退職月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月16日まで
② 昭和38年6月から39年7月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正のあつせんはできないとの通知を受けた。また、C社に勤務した申立期間②のうち、昭和39年4月から同年7月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正のあつせんはできないとの通知を受けた。

しかし、申立期間①はA社に勤務し、申立期間②はC社に勤務し、それぞれ厚生年金保険料を控除されていたはずなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が保管している「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人の資格取得日は昭和36年10月16日と確認でき、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致していること、申立人が当該期間に同僚であったとする者の資格取得日が申立人と同日となっていること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、新たな資料や情報は無いが、再度申立てをしている。

今回、上記同僚に再度確認したところ、当該同僚は、申立人と一緒にD会場でA社の商品販売の業務に数週間ぐらい携わった後、同社本社工場に勤務することとなり、同工場に勤務してから数か月後に、同社から厚生年金保険に加入させるとの説明を受けたと供述していることから、勤務開始日は特定できないものの、申立人が申立期間①にA社

に勤務していたことはうかがえるが、当該期間に厚生年金保険料の控除があったことは確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、前々回の申立てにおいて、昭和 39 年 4 月から同年 7 月 1 日までの期間は C 社に勤務していたと申し立てていたが、当該期間のうち、同年 4 月から同年 5 月 31 日までが同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、同社の従業員のうちの 1 名が申立人を記憶しており、申立人と一緒に勤務していたが、申立人の勤務時期は不明であるとしており、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが確認できないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、前回の申立てにおいて、昭和 39 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間は E 社に勤務していたと申し立てていたが、当時の従業員の供述から、入社日は特定できないものの、申立人が当該期間のうちの一部期間において、同社に勤務していたことはうかがえるが、同社は、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答していること、同社の当時の取締役は、同社には一定期間の試用期間があり、試用期間には厚生年金保険に加入させていなかったと供述していること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 6 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、今回の申立てにおいて、申立人は、昭和 38 年 6 月から 39 年 6 月 30 日までの期間に C 社に勤務していたと主張しているところ、同社から提出された 37 年 8 月 15 日から 38 年 7 月 31 日までの期間に係る第 1 期確定決算報告書に申立人の氏名が記載されていることや、同社事業主の供述から、当該期間のうち、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、前述のとおり、C 社は、申立期間②のうち、昭和 39 年 5 月 31 日までは厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C 社の事業主は、同社が適用事業所となった昭和 39 年 6 月 1 日以降、申立人が同社に在籍していたかどうかは不明であると供述している。

なお、C 社の事業主は、平成 24 年 10 月 29 日付けで、申立人が昭和 39 年 6 月まで同社に在籍していたことを示す在籍証明書を申立人に発行しているが、当該在籍証明書は申立人の申出により作成したものであり、当該申出を確認できる資料等に基づくものではないと供述している。

このほか、前々回及び前回の申立てに係る決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を C 社の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。